



市 章

大津市公報

平成26年12月15日
号外(第74号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 137 大津市契約規則の一部を改正する規則..... 1
- 教育委員会教育長告示
- 3 公印の改刻について..... 2

規 則

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。
平成26年12月15日

大津市長 越 直 美

大津市規則第137号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則(昭和40年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(3) 電子入札システム 本市が行う入札に関する事務を電子情報処理組織(本市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と入札に参加しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続したものをいう。)によって処理する情報処理システムをいう。

(4) 電子入札案件 電子入札システムにより処理する契約案件をいう。

第3条第1項中「入札期日前10日までに」を「入札期日(電子入札案件にあつては、入札期間の末日)の10日前までに」に改め、同項第4号中「場所」の次に「(電子入札案件にあつては、入札期間及び開札の日時)」を加え、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 電子入札案件にあつては、その旨

第9条に次の2項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、電子入札システムを使用して入札に参加しようとする者(以下「電子入札者」という。)は、当該電子入札者の使用に係る電子計算機から入札書に記載すべき事項についての情報を入力して行わなければならない。この場合において、所定の日時まで本市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものでなければ受理することができない。

4 電子入札者は、前項の規定により入力する情報に電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)を行い、当該電子署名に係る電子証明書(大津市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成22年規則第77号)第2条第1項第3号に規定する電子証明書をいう。以下同じ。)を併せて送信しなければならない。

第11条第1項中「開札」の次に「(電子入札案件を除く。次項及び第3項において同じ。)」を加え、「ただちに」を「直ちに」に改め、同条第2項中「入札者」を「開札の際、入札者」に、「立会わせ」を「立ち会わせ」に改め、同条第3項中「立会わない」を「立ち会わない」に、「申立てる」を「申し立てる」に改め、同条に次の1項を加える。

4 電子入札案件の開札は、市が指定した入札期間満了後、遅滞なく行わなければならない。

第12条中「ただちに口頭または文書をもって」を「直ちに」に改める。

第13条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 入札の金額その他必要な事項が不明なとき。

第13条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 記名押印(電子入札システムにより行われる入札にあつては、電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書)のない入札

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

教育委員会教育長告示

大津市教育委員会教育長告示第3号






公印を改刻したので、大津市教育委員会公印規則（平成10年教育委員会規則第1号）第5条において準用する大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年12月15日

大津市教育委員会

教育長 井 上 佳 子

職印

公印の名称	用途	管守者	使用開始期日	印影
大津市立唐崎公民館長之印	館長名をもって発する文書用	唐崎公民館長	平成26年2月19日	新 
				旧 
大津市立山中比叡平公民館長之印	館長名をもって発する文書用	山中比叡平公民館長	平成26年6月1日	新 
				旧 
滋賀県大津市立逢坂小学校長印	校長名をもって発する文書用	逢坂小学校長	平成25年4月1日	新 
				旧 